

# 「工芸感性価値創造人材育成事業」委託仕様書

## 1. 委託業務名

工芸感性価値創造人材育成事業委託業務

## 2. 事業の目的

工芸事業者における工芸製品の高度化、多様化を促進することにより、本県の工芸産業の振興を図ることを目的とする。具体的には、伝統的な工芸資源（素材・技法・文様など）を活用し、現代ニーズに即した新しい価値軸＝感性価値を活用した工芸製品を創造する人材を育成する。

## 3. 事業の概要

### 1) 事業期間

契約締結日～平成30年3月9日（金）

### 2) 概要

受託者は、公募により受講希望者を募る人材育成事業を実施する。事業推進員、コーディネーター（ファシリテーションのスキルを有する者）、外部の専門講師、アドバイザー等により執行体制を組み、実習計画、事前準備、受講希望者の受入れ、グループワークの実施、成果報告などの業務を行う。※（ファシリテーションのスキルを有する者）＝協働促進者

## 4. 委託内容

感性価値創造塾（以下：グループワークという）の実施に要する以下の業務を行う。

### 1) グループワークの計画、準備

- ①沖縄県が定める基本方針（別添1：人材育成方針）に基づく人材育成を実施する。
- ②カリキュラム作成など、実施に必要となる計画を行う。
- ③②は受託者による提案を基に、工芸振興センターと協議の上、決定するものとする。
- ④実習場所の確保、時間管理の他、外部の専門講師、アドバイザー等の選定、依頼など、実施に要する全ての準備を行う。

### 2) 受講希望者の受入れ

- ①受講希望者を募る公募、受講者を決定する選考会、受講の許可通知などの業務を行う。
- ②受講者は現在、沖縄県で工芸産業に従事し、伝統工芸資源を活用した感性価値製品の創造を希望する者を対象とする。
- ③応募者は同分野で連携協業を実施または計画している3名以上で構成されたグループを1単位とし、概ね4グループを受入れる。
- ④受け入れの選考については、外部の識者を含めた選考会を実施し、受け入れ決定する。

### 3) グループワークの実施、管理

#### ①実施

- ・県内外の専門家を活用した講習会、演習などを実施する。
- ・県内外の情報を収集する調査実習を実施する。
- ・デザイナー、WEBなど異分野の業種と協業による実習を実施する。
- ・中間報告会、成果展示による情報の収集と発信を実施する。
- ・その他、グループワークの活性化に必要と認められる案件について実施する。

#### ②管理

- ・上記の運営を管理する。
- ・管理を円滑に行うファシリテーション＝協働促進を運営の視点に置く。
- ・受講者の実習時間外での事前および事後学習についてサポートする。
- ・その他、本事業に必要なと認められる受講者からの要望に対応する。
- ・受講者の実習中の健康や安全面のケアなどに必要な業務を行う。

#### ③その他

- ・内容に関する疑義が生じた場合、随時に沖縄県と協議のうえ、進めるものとする。

### 4) グループワークの完了

- ①工芸品開発の協働体勢の構築経過、製品開発の経過などの結果について取りまとめる。

### 5) 事業報告

- ①受託者は本事業で実施したすべて内容、成果について取りまとめ、成果報告書および予算執行報告書を作成し、工芸振興センターに提出する。

### 6) 感性価値バンクとの連携

- ①工芸振興センターで実施する感性価値バンクの構築と連携し、その内容をグループワークで活用に資するデータの編集や加工など、必要となる業務を行う。

## 5. **執行体勢**

### 1) **事業推進員**

事業の目的の達成、経理事務など予算管理などを実施する人員配置。グループワーク、情報発信など各事業項目を指揮、管理運営する能力を有する人材。本事業の経理事務について定期的な処理、報告する能力を有する人材。

### 2) **コーディネーター（ファシリテーションのスキルを有する者）**

グループワークを効果的に実施する人員配置。協働体勢の推進、製品開発など受講者の合意形成を促す専門知識を有する人材。他の業務担当者との兼任は原則として不可とする。

### 3) **その他**

本事業の実施に必要なと認められる専門性を有する人材

## 6. 経費

事業における経費区分及び単価は以下の基準を参考に計上すること。

### 1) 人件費

#### ①事業推進員

事業に要する専門性を有する者。若干名

#### ②コーディネーター（ファシリテーションのスキルを有する者）

上記の専門性を有する若干名

#### ③その他

必要に応じて選任する若干名

※単価は受託者の基準により定め、時間は事業執行に要する最小の時間で見積もること。

※従事する者の専門性が説明できる経歴書などを付すこと。

### 2) 事業費（感性価値創造塾（グループワーク）実施）

グループワークは164時間以上で計画すること（積算例：4時間×41回）

#### ①謝金、旅費

県内外の専門家を活用した講習会、演習などを実施に要する経費

- ・ 県外講師×2名程度×3回
- ・ 県内アドバイザー×6名程度×3回
- ・ 必要に応じ、上記の構成は変更してもよい

#### ②旅費

県内外の情報を収集する調査実習を実施に要する経費

- ・ 県外3名×4グループの視察×1回程度
- ・ 県内は必要に応じ随時

#### ③外注費

二次加工、デザイナーなど異分野の業種と協業による実習に要する経費

- ・ デザイン、ブランド構築等の業者への外注費 4グループ×3業者×1回
- ・ 中間報告会、成果展示を県内各1回（場所の例：沖縄の産業まつり、浦添市美術館展示室）

#### ④消耗品費

受講者の実習（試作など）、事業の運営に必要となる経費

#### ⑤原材料費

受講者の実習（試作など）、事業の運営に必要となる経費

#### ⑥通信運搬費

事業の運営に必要となる経費

#### ⑦印刷製本費

事業の運営に必要となる経費

#### ⑧その他の諸経費

事業の運営に必要となる経費。本事業に使用されることが特定・確認できるもの

※謝金の単価は受託者の基準により定め、時間は要する最小の時間で積算すること。

※旅費については、運賃表や旅行社などの見積を基に積算すること。

※外注費については、想定する対象事業者による概算見積りにより積算すること。

※消耗品、原材料費、役員費、会場使用料など、その他必要な経費については、概算見積りにより積算すること。

### 3) その他の経費費

①グループワーク等にかかる事務用消耗品、指導用消耗品とする。

### 4) 一般管理費

1)～3)までの経費の合計 10%以内とする。

※消耗品等の消費税を含む経費に関しては、消費税を除いた金額を乗じて算出する。

※再委託にかかる経費を除く。

### 5) 消費税

1)～4)までの経費のうち課税対象となる経費の8%とする。

### 1. 人材育成方針

伝統的な工芸資源（コンテンツ）を活用し、現代ニーズに即した新しい価値軸＝感性価値を活用した工芸製品を創造する人材を育成する。

- ・沖縄県で工芸産業に従事し、伝統工芸資源を活用した感性価値製品の創造を希望する者を育成対象とする。
- ・同分野で連携協業を実施、または計画している3名以上で構成されたグループを1単位とし、育成を行う。
- ・カリキュラムは、「感性価値活用」「連携協業活動」の2点に主眼をおき、当該のスキルアップを図る内容とする。
- ・カリキュラムは、受講者が事業修了後に習得ノウハウの継続活用を念頭に置き、作成する。

### 2. 実施スキーム

